

# 定 款

株式会社サーラコーポレーション



# 株式会社サーラコーポレーション定款

2020年2月21日改正

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社サーラコーポレーションと称し、英文では  
SALA CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 液化天然ガス、液化石油ガス等各種高压ガスの製造ならびに売買
2. ガス事業
3. 熱供給事業
4. 溶接器材その他金属製品の売買
5. 各種燃焼器具、冷暖房器具および厨房器具等家庭生活用品の製造ならびに売買
6. 石炭、石油製品の売買
7. 試薬、医薬、化学工業薬品および工業用洗剤等各種化学製品の製造ならびに売買
8. 住宅事業
9. 上下水道用資材およびガス配管用資材の売買
10. 建設用資材、インテリア用品、エクステリア用品および衛生設備機器の製造ならびに売買
11. 動力機械、建設機械、運搬機械、工作機械、プレス等の金属加工機械、鍍金機械、電気機械器具、内燃機、繊維工業機械、産業用運搬機械、公害防止機械装置、荷造機械、包装機、その他の産業用機械の製造、販売ならびに賃貸
12. 衣料品、寝具類、かばん、靴、和洋小物類、日用雑貨品、繊維原料、毛皮、皮革製品、宝石、時計、貴金属、服飾品、化粧品、自動車用品、スポーツ用品、書籍、玩具、園芸用品、観光土産物、乳製品、酒類、たばこ、郵便切手類、香辛料、食料

品、飲料水、米穀類、食品添加物、医薬部外品、動物用医療品、飼料添加物、防疫用薬剤、肥料、農薬、農薬分析用機器、理化学機器、動物用医療機器、飼育用機器、介護用品および介護機器の販売

13. 事務用機器、光学機器、情報通信機器、照明器具、家庭電気製品、健康器具、医療機器、計量器、農業用機械器具、発電機、各種自動販売機、ソーラーシステムによる給湯・発電設備機器、空調設備機器および家具の製造、販売ならびに修理
14. センサー、測定器、情報制御機器等の電子応用機器、情報通信機器の装置およびシステムの設計、製造ならびに販売とその取付工事の請負
15. 樹脂製の各種機械器具部品の製造ならびに販売
16. 各種自動車の販売、賃貸および分解整備事業
17. 自動車および縫製機械等の機械部品の設計、加工、製作ならびに販売
18. 婦人服、事務服および作業衣等の製造ならびに販売
19. 動物用各種飼料の研究開発、製造ならびに販売
20. 家畜、魚類および昆虫等の診療ならびに飼育管理に関する業務
21. 種苗および園芸植物の栽培ならびに販売
22. 農業用資材、林業用資材、畜産用資材および水産用資材の製造ならびに販売
23. 通信販売およびその代行業務
24. 板金加工および溶接加工
25. 金型治具の製造およびプレス加工
26. 樹脂製品および各種金属の鍍金、塗装ならびに印刷加工
27. 高圧ガス容器の耐圧塗装事業
28. 管工事、土木工事、建築工事、電気工事、電気設備工事、電気通信工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、舗装工事、内外装工事およびその他機械設備工事の設計、施工、監理ならびに請負
29. 畜舎、農業用ハウス等の農業用設備の設計ならびに施工
30. 電気供給事業

31. 貨物自動車運送事業および自動車運送取扱事業
32. 倉庫業
33. 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
34. 金銭の貸付、債権の売買、債務の保証等の金融業ならびに集金  
代行業務
35. 銀行ローンに関する融資斡旋保証業務
36. 割賦販売、割賦販売斡旋、割賦債権管理および割賦債権買取業
37. クレジットカードに関する事業
38. 有価証券および外国為替の取得、保有ならびに運用
39. 損害保険会社および生命保険会社に対する特定金融商品取引業  
務(金融商品取引法第33条の8第2項)の委託の斡旋および支援
40. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
41. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介および鑑定
42. 総合リース業
43. ホテル、旅館、結婚式場、食堂、喫茶店、ビヤガーデン、ス  
ポーツ施設、医療施設、遊技場および売店の経営
44. 空気環境測定業務
45. マルチメディア関連の情報サービス、運営管理および保守サー  
ビスの提供
46. インターネット接続サービス業務
47. コンピューターシステムを利用した情報ネットワークによる情  
報処理
48. コンピューターに関するソフトウェアの開発、販売
49. 広告宣伝業および広告代理業務
50. 信用調査
51. 建物および建物に附帯する設備の保守点検、メンテナンスなら  
びに清掃
52. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業
53. 市場、経済、金融および企業等に関する調査研究ならびに企業  
経営および資産運用に関するコンサルティング
54. 会計帳簿の記帳、原価計算、決算書の作成等の経理事務の請負
55. 地球環境保全に関するエンジニアリングおよびコンサルティング

56. 産業廃棄物、一般廃棄物および資源物の収集、運搬、処理、再生ならびに再生品の販売

57. インテリアコーディネーターの養成

58. スポーツクラブおよびカルチャースクールの経営

59. 前各号に関連する材料の製造ならびに販売

60. 前各号に関連または附帯する一切の事業ならびに投資

② 当社は、前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を豊橋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

② 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法

で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。



(任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定める。ほかにその他役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集権者)

第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

本定款は、当社の現定款に相違ないことを証明します。

年 月 日